

【3 伝統産業】

(1) 指定製品の概要

伝統的工芸品

「伊万里・有田焼」
「唐津焼」

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」により、昭和52年に「伊万里・有田焼」が、また昭和63年に「唐津焼」がそれぞれ伝統的工芸品として国の指定を受け、それぞれの産地において振興計画に基づき、後継者育成事業、需要開拓事業等の各種振興事業に取り組んでいる。

いずれも本県を代表する伝統産業であり、「伊万里・有田焼」は、約400年の長い伝統と歴史のもとに育てられ今日に至っているが、海外においては古伊万里の名称で、国内においては伊万里焼、有田焼の名称で一般に親しまれ使用されてきた。磁器としては日本で最も古いとされており、産地は華麗なる赤絵の発祥の地として永く栄えてきた。

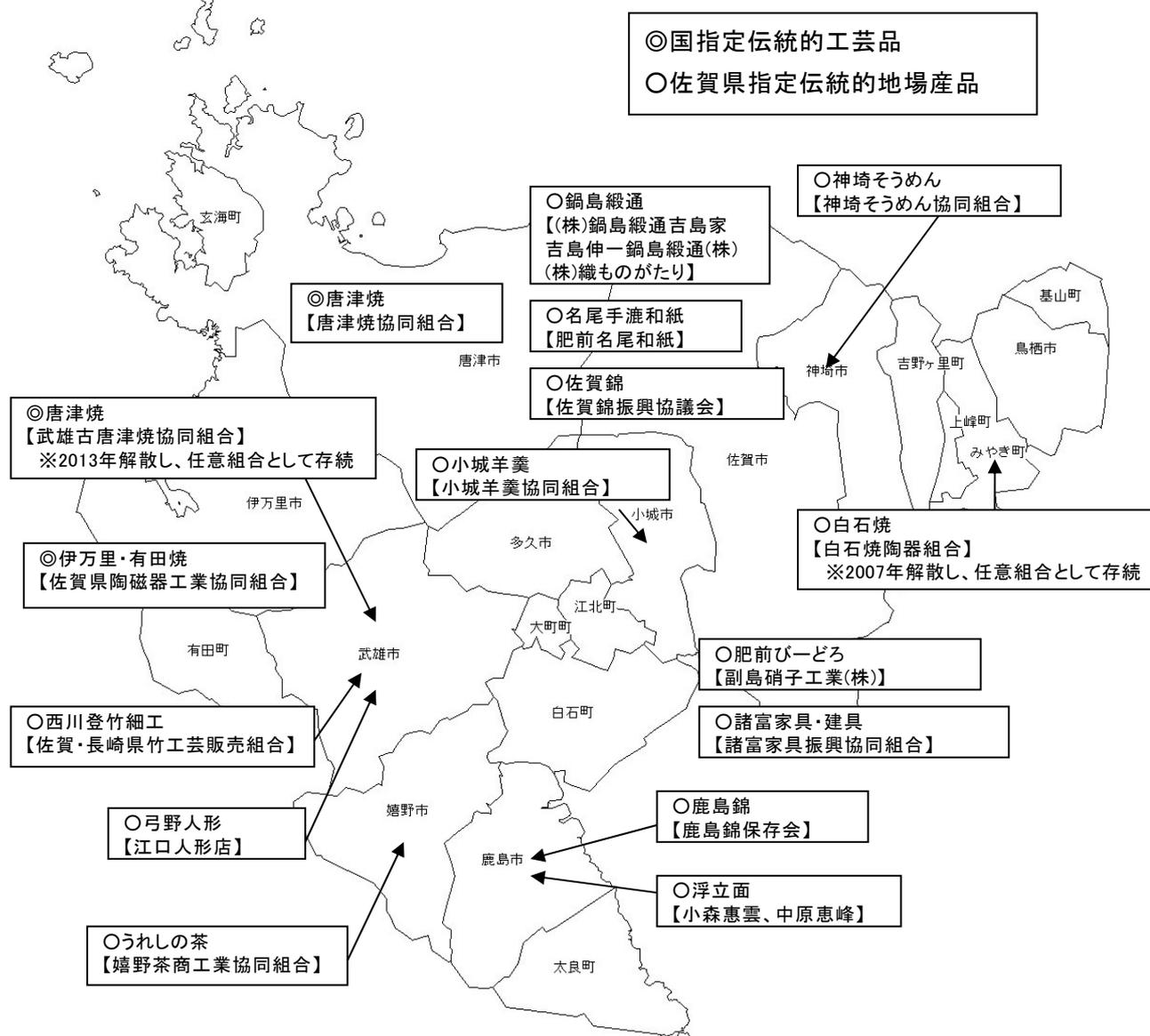
また、古くから「一楽、二萩、三唐津」と茶人に親しまれてきた唐津焼は、渋みのある土味と素朴な作調が特徴であり、製品も種類が多く変化に富んでいるのが特徴である。

(2) 産地の現状と課題

伊万里・有田焼産地は、企業集積度も高く、流通体制も整備されているが、生産品目が日用食器や割烹食器に偏った産業構造となっており、長引く景気低迷、個人消費の伸び悩み等により、厳しい状況が続いている。今後は、伝統に裏打ちされた産地ならではの高い技術や技法、デザインなどを活用して、市場動向に的確に対応した新製品の開発と海外を含む販路拡大に取り組むとともに、エクステリア製品や建材などの景観材料やファインセラミックス製品の開発・応用、窯業廃棄物を使ったリサイクル商品の開発など、新分野進出への積極的な取組による多様な製品展開を通じた産地活性化が求められている。また、平成28年の日本磁器誕生・有田焼創業400年を機に、海外展開をはじめ、新たな市場開拓などに取り組むことで、次の100年に向けた有田焼の新たな発展を目指すことが求められている。

唐津焼については、生産者が小規模分散しているため、生産や流通体制の整備とともに、産地の核となる施設整備や観光客の受け入れ体制整備など産地をあげての体制づくりが求められている。

■佐賀県の伝統的工芸品及び伝統的地場産品産地分布（図2-1-14）



資料：県経営支援課

佐賀県指定伝統的
地場産品
「うれしの茶」
「小城羊羹」
「鹿島錦」
「神埼そうめん」
「佐賀錦」
「白石焼」
「諸富家具・建具」
「名尾手漉和紙」
「鍋島緞通」
「西川登竹細工」
「肥前びーどろ」
「浮立面」
「弓野人形」

(3) 県指定制度の趣旨・概要

佐賀県内には、国の伝統的工芸品として指定を受けている「伊万里・有田焼」及び「唐津焼」の他、伝統的な技術・技法を受け継ぐ優れた工芸品でありながら産地規模が小さい等のために国指定の対象外となっているものが数多くみられる。また、工芸品以外においても、佐賀県の歴史と風土に培われ、地域の生活文化として定着している伝統的な食品も県内に散在している。

これらの伝統的な地場産品の産地を取り巻く環境は、国内市場の産地間競争激化や消費者ニーズの多様化、さらには後継者の減少など厳しい状況にある。

また、一方では、個性化、多様化し、ゆとりと潤いのある生活が求められる近年において、こうした地域の産品に対する関心も高まり、その重要性が再認識されてきている。

このような状況を踏まえ、平成5年度において国指定の対象とならない県内伝統的地場産品に対する指定制度を創設し、産業としての発展を図ることを目的に、一定要件のもと7品目について「佐賀県指定伝統的地場産品」として指定を行った。（平成5年10月19日付け第1次指定分）

更に、平成14年度には一部指定要件を緩和し、新たに6品目の追加指定を行った。（平成15年3月31日付け第2次指定分）

また、郷土が誇る伝統的地場産品として、県指定を表す認定マークを制定し、広く県内外に向けてその普及・PRを行うとともに、産地事業者の商品開発や販路開拓等の新たな取組に対する助成を行うなど、伝統的地場産品の支援に努めているところである。

(4) 指定産品の概要一覧

「佐賀県指定伝統的地場産品」として指定を受けた13品目については、前項の図2-1-14及び次項の表2-1-4のとおりである。

■佐賀県指定伝統的地場産品の概要(平成29年4月現在)(表2-1-4)

特定産品の名称	指定団体	主な製造地域	事業所数等	産地形成時期	主な製品	伝統的技術又は技法
うれしの茶	嬉野茶商工業協同組合	嬉野市	10事業所	1504年 (永正元年)	釜炒茶 蒸製玉露茶 煎茶	釜炒茶 蒸製玉露茶 煎茶
小城羊羹	小城羊羹協同組合	小城市	23事業所	1872年 (明治5年)	煉羊羹 加合羊羹 水羊羹	煉る 流し箱充填 裁断、包装
鹿島錦	鹿島錦保存会	鹿島市	約55名	(江戸末期)	帯、バック 財布 アクセサリ	平織り 綾織り 模様織り
神埼そうめん	神埼そうめん協同組合	神崎市 吉野ヶ里町	11事業所	1635年 (寛永12年)	そうめん うどん ひやむぎ	捏ね 熟成
佐賀錦	佐賀錦振興協議会	佐賀市	約180名	(江戸末期)	帯、バック 財布 アクセサリ	平織り 綾織り 模様織り
白石焼	白石焼陶器組合 ※2007年解散し、任意組合として存続	みやき町	3事業所	1806年 (文化3年)	茶碗、花入 水差し、湯呑 皿類等	成型 加飾(彫り等)
諸富家具・建具	諸富家具振興協同組合	佐賀市 神崎市	34事業所	1956年 (昭和31年)	家具類 建具類	継手技術 面取り技術 相次、貫通
名尾手漉和紙	肥前名尾和紙	佐賀市	1事業所	(元禄年間)	ちょうちん 障子紙、名刺 便せん等	紙漉
鍋島緞通	株式会社鍋島緞通吉島家 吉島伸一鍋島緞通株式会社 株式会社織ものがたり	佐賀市	3事業所	(元禄年間)	敷物 座布団	染色 デザイン 製織仕上げ
西川登竹細工	佐賀・長崎県竹工芸販売組合	武雄市	2事業所	(明治初期)	ざる、かご ほうき ほげそうけ等	ヘギ、こざあみ、よつめ、むつめ、やつめ、2枚あじろ、3枚あじろ、ますがたあじろ、フチマキ
肥前びーどろ	副島硝子工業株式会社	佐賀市	1事業所	(嘉永年間)	グラス、コップ 金魚鉢 花瓶等	宙吹き
浮立面	小森 恵雲 中原 恵峰	鹿島市	2事業所	1700年代	装飾用面 面浮立用面	荒彫り 仕上げ彫り
弓野人形	江口人形店 古瀬人形店	武雄市	2事業所	(明治中期)	武者人形 ひな人形 達磨像 大黒恵比寿等	原型彫刻 型取り、手押し 素焼き、総付け

◇指定要件◇

- ①伝統的な技術又は技法(明治以前に確立)により製造されているものであること。
- ②一定期間(20年間)県内において製造されているものであること。
- ③特定の地域で、一定以上の事業者(4人以上。但し、知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。)の集積があること。

資料：県経営支援課